

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………一
（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…
- 医療法施行細則の一部を改正する規則……………一
（保健医療局医療政策部医療安全課）…
- 東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則……………一
（東京消防庁企画調整部企画課）…

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 令和六年度都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画…（環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………五
（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………七
（同）…
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………八
（産業労働局農林水産部食料安全課）…

○豚熱の予防注射の実施……………（同）…九

告示（選）

○令和五年十月十五日執行東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………九

公告

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………（東京都収用委員会）…二

規則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十九号

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（公表）」に改め、同条中「公告は、」を「公表は、インターネットの利用又は」に、「に」を「への掲載により」に改める。

第八条及び第十八条中「公告」を「公表」に改める。
第二十二條の三中「公示は、」の下に「インターネットの利用又は」を加え、「に」を「への掲載により」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「毎年一回、十一月三十日までに」を「一年に一回以上」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の医療法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十一号

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

東京都危険物の規制に関する規則（昭和三十五年東京都規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「製造所等」を「製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）」に、「による許可書に申請書一部を添付して申請者に交付する」を「より申請者に通知する」に改め、同項を同条とする。

る。

第三条第一項中「申請書一部を添付して」を「より」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の三を削る。

別記第二号様式の九から第二号様式の十一までを削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第二百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき南山東部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

南山東部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十八年四月十二日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字東長沼字九号並びに字七号、字八号、字十号、同市大字百村字十四号、字十五号、同市大字矢野口字上綱、字奥畑、字牛喰、字根方、字坂上、字西山、字大久保及び字谷戸の各一部

四 事務所の所在地

稲城市大字百村字十五号千四百六十二番一

五 設立認可の年月日

平成十八年四月十二日

六 変更の内容

事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和六年三月二十一日

●東京都告示第二百七十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

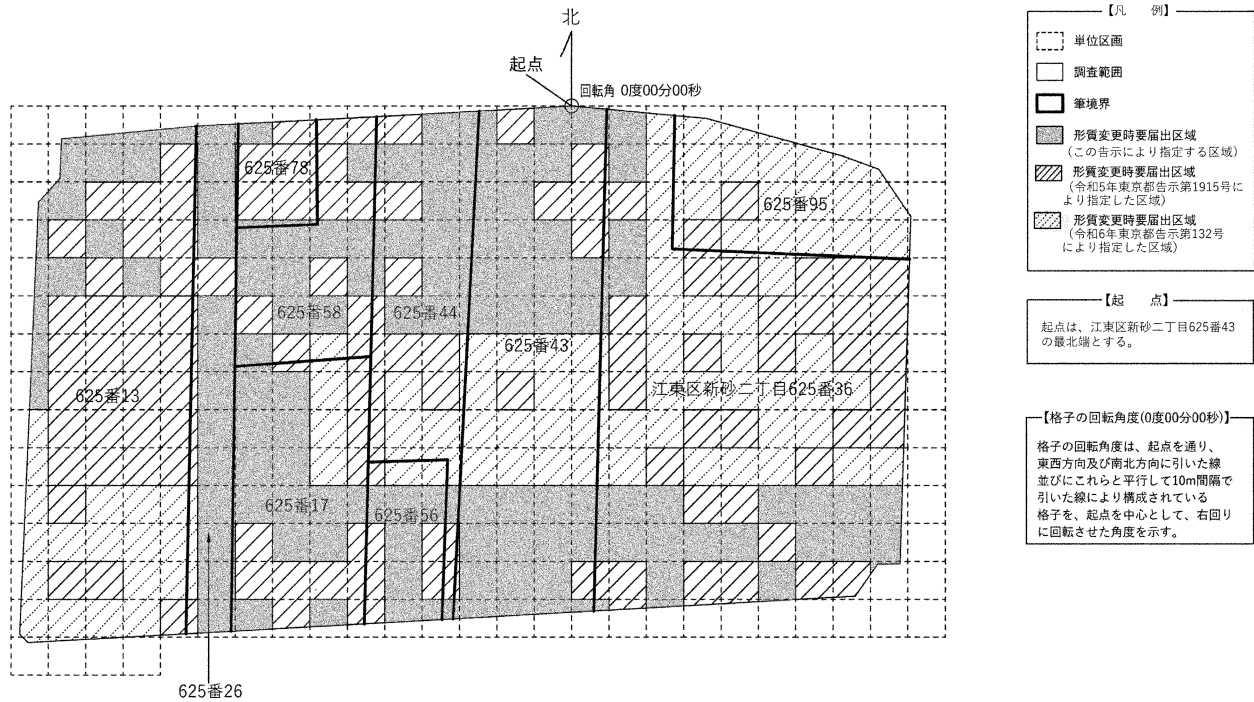
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二百八十号
東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）第
十六條第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物
の令和六年度の受入計画を次のとおり定める。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域

二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表
のとおり

三 受入量 年量八〇、〇〇〇トン

四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であ
つて、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人
以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営む
ものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千
万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百
人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以
下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下
の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウ
までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる

- 事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人
- (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者
- (三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者
- 五 処分方法 埋立処分
- 六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
- 七 搬入者の遵守事項
- (一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
- (二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。
- (三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講じること。
- (四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。
- (五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。
- (六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類		受入場所	受入基準		
			個別基準	共通基準	
あらゆる事業活動に伴うもの	汚泥	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥（建設汚泥を除く。）に限る。 含水率 85 パーセント以下のもの 油分の含有率 5 パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）第 1 条に規定する基準に適合するもの	1 特別管理産業廃棄物でないこと（廃石綿等を除く。）。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条 1 項に規定する農薬 (3) 油分（汚泥は、個別基準による。） (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの 3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
	燃え殻		熱しやく減量 10 パーセント以下のもの		
	ばいじん		(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率 85 パーセント以下のもの		
	鉱さい		中空の状態でないものであつて、破碎処理をし、10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下のもの		
	金属くず		中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注 2 及び注 3 による。		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず				
	ゴムくず				

注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。

2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号 に定めるものをいう。

3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね 10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重に梱包すること。
また、他の産業廃棄物と混載しないこと。

4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等（がれき類）は、搬入できない。

5 感染性医療廃棄物等（非感染性に処理した物を含む。）は、搬入できない。

●東京都告示第二百八十一号

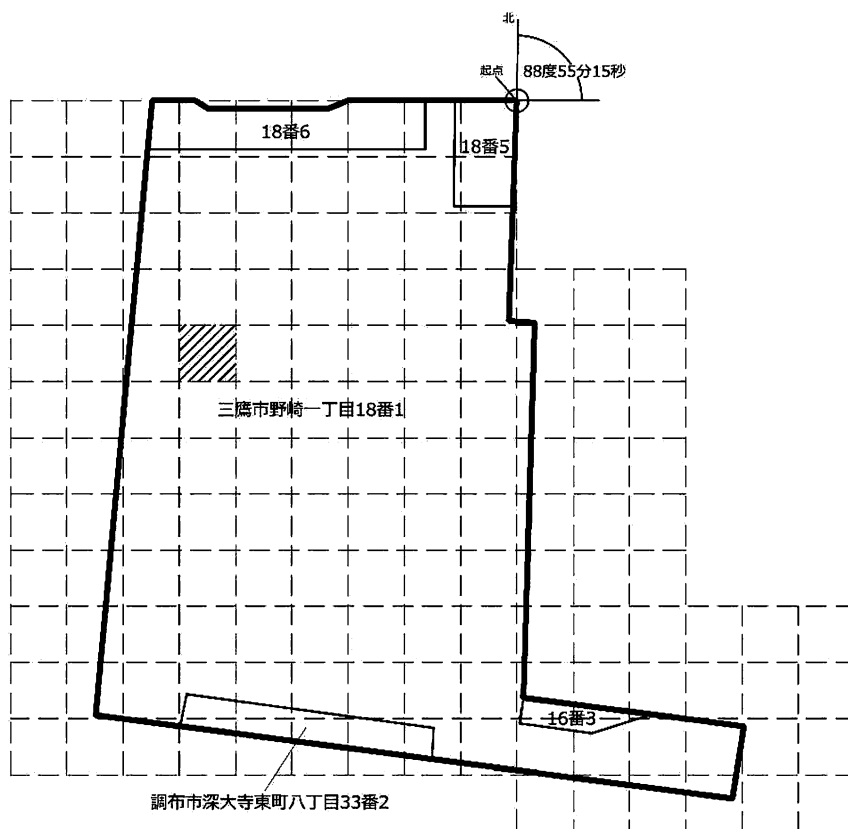
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（三鷹市野崎一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、三鷹市野崎一丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度（88度55分15秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

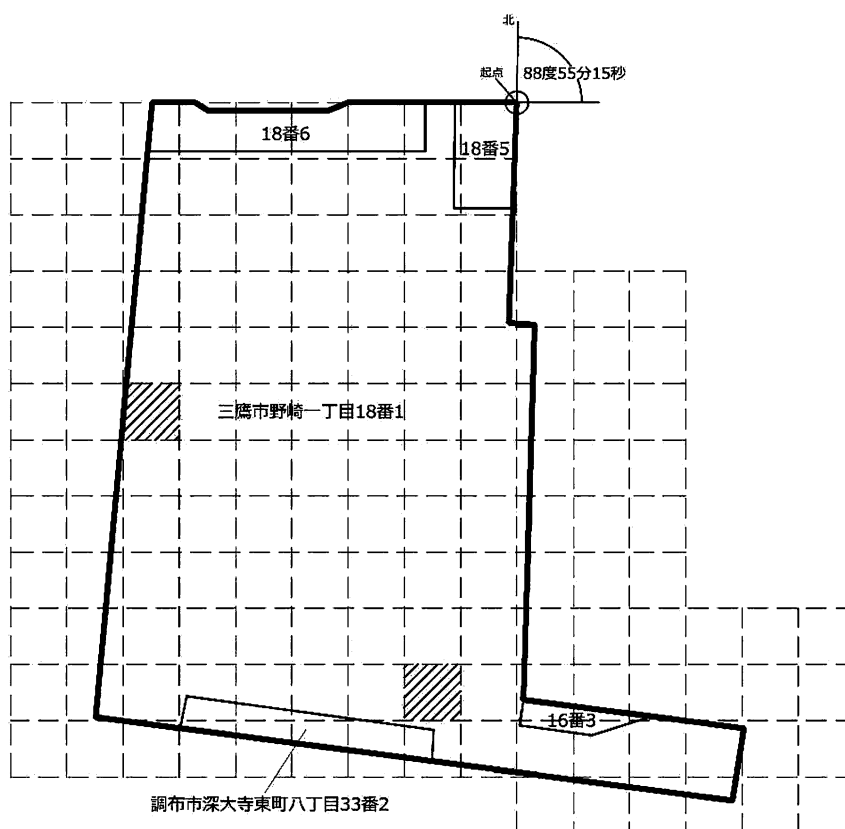
令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市野崎一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、三鷹市野崎一丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度（88度55分15秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十三号

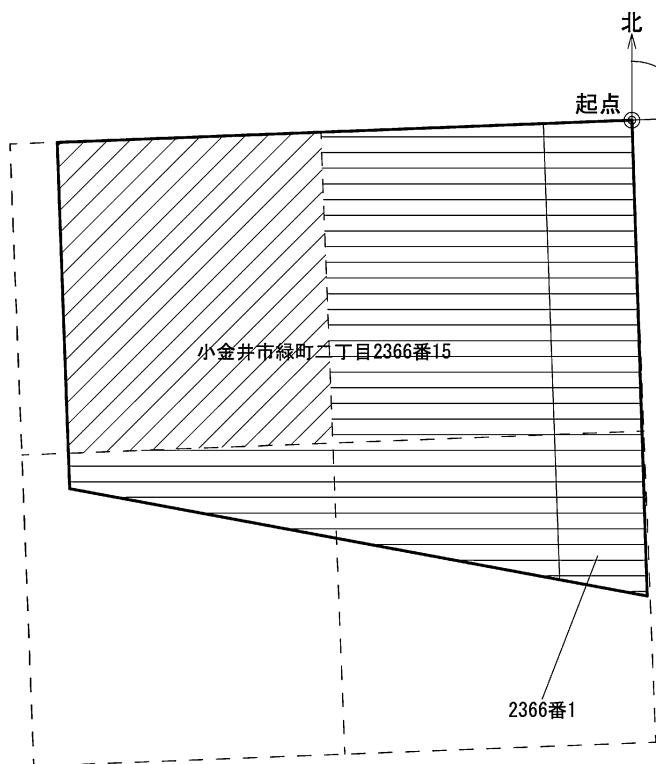
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年東京都告示第千三百一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（小金井市緑町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



【起点】

起点は、座標値（X=-32694.342、Y=-28438.184）とする。

※ 座標値は測量法の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 87度58分12秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

—— 調査範囲

—— 筆境界

- - 単位区画



要措置区域

（令和5年東京都告示第1301号により指定した区域）



指定を解除する区域

●東京都告示第二百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五條第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和六年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 ブルセラ症検査

(一) 実施の目的

ブルセラ症の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

血清抗体検査及び細菌学的検査

二 結核検査

(一) 実施の目的

結核の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

する。

(二) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

ツベルクリン検査

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

練馬区、清瀬市、令和六年五月一日から同年七月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

大島町の全域

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九條第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた

牛を除く。

イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六條第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九條第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。 (三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの (四) 検査の方法 血清抗体検査 六 豚熱検査 (一) 実施の目的 豚熱の発生の予察 (二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。 (三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの (四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査 七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査 (一) 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察 (二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日		については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。 (三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの (四) 検査の方法 臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査 八 腐蛆病検査 (一) 実施の目的 腐蛆病の発生の予防 (二) 実施する区域及び期日 実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。 (三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの (四) 検査の方法 肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査		令和六年三月二十一日 東京都知事 小 池 百合子 一 実施の目的 豚熱の発生予防 二 実施する区域 都内全域 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜防疫員が必要と認めるもの 四 実施する期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで 五 注射の方法 皮下又は筋肉内注射	
●東京都告示第二百八十五号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。		●東京都選挙管理委員会告示第二十一号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、令和五年十月十五日執行の東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨を、次のとおり公表する。 令和六年三月二十一日 東京都選挙管理委員会		告 示（選）	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和5年10月15日執行 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

10,357,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤天輔
所属党派	都民フアーストの会
出納責任者氏名	伊藤清江
期	令和5年9月16日から令和5年11月10日まで 第1・2回分

収入

主たる寄附（1件10万円以上）

（氏名・団体名）

（職業）

（金額）

都民フアーストの会

政治団体

1,347,500円

その他の寄附（1件10万円未満）

180,000円

その他の収入

1,800,000円

総計

3,327,500円

支出

人件費

家賃費

（選挙事務所費）

（集合会場費）

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食料費

宿泊費

雑費

総計

180,000円

176,000円

435,600円

1,366,970円

0円

975,346円

235,867円

10,988円

0円

12,436円

3,393,207円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
ポスターの作成	683,386円
ビラの作成	123,680円
計	807,066円

報告書受理年月日	令和5年10月30日 令和5年11月15日	第1回分 第2回分
----------	--------------------------	--------------

候補者氏名

所属党派

出納責任者氏名

期

木原宏（通称：木原ひろし）

自由民主党

森田清一

令和5年9月21日から令和5年10月14日まで
第1・2回分

収入

主たる寄附（1件10万円以上）

（氏名・団体名）

（職業）

（金額）

自由民主党東京都支部連合会

政党

1,000,000円

自由民主党東京都立川市第五支部

政党

1,000,000円

自由民主党東京都第二十一選挙区支部

政党

368,835円

その他の収入

0円

その他の収入

0円

総計

2,368,835円

支出

人件費

家賃費

（選挙事務所費）

（集合会場費）

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食料費

宿泊費

雑費

総計

560,000円

368,835円

0円

80,752円

63,240円

1,013,800円

0円

5,867円

96,308円

0円

56,772円

2,245,574円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
ポスターの作成	835,800円
ビラの作成	112,000円
計	947,800円

報告書受理年月日	令和5年10月27日 令和6年1月18日	第1回分 第2回分
----------	-------------------------	--------------

候補者氏名

所属党派

出納責任者氏名

期

鈴木烈

立憲民主党

鈴木真美子

令和5年9月7日から令和5年11月26日まで
第1・2・3回分

収入

主たる寄附（1件10万円以上）

（氏名・団体名）

（職業）

（金額）

立憲民主党東京都支部連合会

政党

1,000,000円

その他の寄附（1件10万円未満）

0円

その他の収入

1,539,839円

総計

2,539,839円

支出

人件費

家賃費

（選挙事務所費）

（集合会場費）

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食料費

宿泊費

雑費

総計

213,000円

757,541円

0円

53,128円

26,321円

1,035,518円

698,447円

2,207円

98,580円

0円

230,092円

3,114,834円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
ポスターの作成	760,180円
ビラの作成	123,680円
計	883,860円

報告書受理年月日	令和5年10月24日 令和5年11月13日 令和5年11月29日	第1回分 第2回分 第3回分
----------	--	----------------------

公 告			
土地収用法施行令に基づく公示送達 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。 なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和6年4月10日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。 令和6年3月21日 東京都収用委員会 会長 松 尾 弘 記			
1 事件名 令和5年第7号及び令和5年第7号の2 東京都市計画道路路事業幹線街路環状第5の1号線のため の土地収用事件	(1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側） (2) 掲示を始めた年月日 令和6年3月21日		
2 送達すべき書類 令和6年3月7日付裁決書の正本			
3 送達を受けるべき者 住所 不明			
ただし、東京都豊島区长崎四丁目12番5の土地 の閉鎖登記簿上の住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナット 氏名 山田 鉄雄			
4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都豊島区雑司が谷三丁目15番3			
5 公示送達に係る掲示の事実			

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一(代)号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001